主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、量刑不当の主張であり、弁護人高野長幸の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の最高裁昭和二二年(れ)第二〇四号同二三年三月九日第三小法廷判決(刑集二巻三号一四〇頁)は、事案を異にし、その余の点は、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年五月二四日

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	岡	裁判長裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
豊			田	吉	裁判官
讓			林	本	裁判官